

平成 29 年度税制改正(個人所得関連 その②)

平成 29 年度の個人所得関連の税制改正として、今回は①配偶者控除等について記載しました。今回は②NISA 関連に関して解説します。

従来の NISA 制度に「積立 NISA」を追加(平成 30 年から)

NISA 制度は、「家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大を図る」として、長期投資を推進する目的で投資から得られる配当金、売却益を一定期間非課税にする制度です(通常の投資であれば、配当金、売却益に対して20.315%課税されます)。

しかし、長期投資を推進する制度でありながら、各年度の非課税投資額の保有期間が5年と短く、制度目的とする長期投資に馴染まない構造となっていました。そこで今回の税制改正では、各年度の投資額を少なくする一方で、非課税の保有期間を20年として、長期投資を前提した「積立 NISA」が創設されました。

現行の NISA と積立 NISA の比較

	現行 NISA	積立 NISA(新設)	(参考)ジュニア NISA
非課税投資枠(各年度)	120 万円/年※	40 万円/年※	80 万円/年
非課税の保有期間	5 年	20 年	5 年
投資可能期間	H26 年～H35 年	H30 年～H49 年	H28 年～H35 年
非課税となる投資総額	最大 600 万円 (120 万円*5 年=600 万円)	最大 800 万円 (40 万円*20 年=800 万円)	最大 400 万円 (80 万円*5 年=400 万円)
投資対象商品	上場株式、公募株式投資信託、 ETF、REIT 等	長期積立に適合する要件 を満たす投資信託のみ	現行 NISA と同様
投資方法	通常の購入	契約に基づく継続購入	現行 NISA と同様
対象者	20 歳以上	20 歳以上	0 歳から 19 歳まで

※1人1口座のみ NISA 用口座を開設でき、年度毎に「現行 NISA」と「積立 NISA」の何れか一方を選択して適用できます。しかし、非課税枠や対象となる投資対象商品も異なるため、一般的には口座開当初に「現行 NISA(5 年120万円/年)」か「積立 NISA(20年40万円/年)」を選択することになると思われます。

現行 NISA:非課税保有期間(5 年)終了時の継続投資の上限撤廃

従来は非課税保有期間(5 年)終了年度に、当初の投資をそのまま非課税投資として継続投資する場合の投資額限度は「非課税投資枠(現行 NISA:120 万円)」が上限でした。そのため、当初投資に含み益が生じて投資枠の上限を超えた額に課税されることになっていました。

今回、NISA 制度全体として長期投資に適合するように改正され、継続投資を行う際に「含み益」が発生して「非課税投資枠」を超過していても、当初の投資全体(含み益も併せて)の継続投資が可能となります(ジュニア NISA も同様)。



～おかげ様で、平成 9 年に創刊した
向日葵だよりが 20 周年を迎えました～

20周年を迎えることができ、毎号お読み頂いている皆様に心より感謝申し上げます。今後もタイムリーな話題を分かりやすく、またもう少し幅を広げてお届けするよう、心がけてまいります。

公認会計士・税理士 植村 義弘

A4用紙は意外に記載できる分量が少なく、正確に情報を伝えようとする
と、重要な部分の記載が少なくなる等、全体のバランスをとるのに試行錯誤
しています。これからは、極力判り易い表現になる様、努めてまいります。

公認会計士・税理士 大倉 然

@ 9月の予定

- 9/11・8月分源泉所得税
・住民税の特別徴収税額納付期限
- 10/2・7月決算法人の確定申告
・1,4,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

